



三浦半島地域連合・三浦半島労福協 共催

次世代リーダー育成セミナー 開催!



～ 志を持って、和を以て貴しと為す! ～

8月21日(日)～22日(月)にマホロバマインズ三浦にて『次世代リーダー育成セミナー』を開催し、17組織24名の方が参加されました。

本セミナーは、各単組の労働組合の後継者不足との声から、次世代を担う労働組合の役員への育成・意識向上を目的とし、新任組合役員や若手リーダー層を中心に行われました。セミナーでは、「伝える・伝わることの大切さ(コミュニケーション能力の向上方法)」「シナプソロジー(脳

を活性化させるプログラム)」についてなど、講義・グループ討議を交えながら行われ、参加者からは「講義の後に実習があるのですぐに実践できてよかった」「会社・管理職にも聞いてほしい内容だった」などの意見が有りセミナーの受講内容に満足されたようでした。また、「他業種の参加者と意見を交換しながら一緒に進められ良かった」「若い心に触れられ参考になった」など、本セミナーでは参加された三浦半島地域の各労組間との交流も図れ、情報交換の場としても充実したものでした。

役員能力向上は組織の強化、活動の充実に繋がって行くと考えます。今後も、三浦半島地域連合は組織・個人の要望、不安解決に対して活動を進めていきますのでご支援、ご協力よろしくお願いいたします。



逗子市役所から逗子海岸までクリーンアップ!

9月10日(土)10時30分から地域連合・労福協共催で逗子市役所～逗子海岸までのクリーンキャンペーンを行いました。

10時30分からの式典には柏村逗子副市長をはじめ、多くの三浦半島地域連合の議員団、福祉団体の皆さんに挨拶を頂き、クリーンキャンペーンをスタートし、4コースに分かれて、約一時間清掃活動を行いました。

最後は4コースともに逗子海岸を清掃し、終了後は逗子市の名産『あかもくうどん』『逗子ラスク』を参加者特典として配布、天気にも恵まれゴミ

も沢山収集することが出来ました。



政策・制度を議員団と共有し、実現を！

今年度も三浦半島地域連合の政策・制度要求と提言のレベルUP・情報共有・要求と提言の実現などを目的に三浦半島地域連合議員団メンバーとの意見交換を実施しました。

8月3日に横須賀地区の議員と、8月31日には鎌倉・逗子・葉山地区の議員とそれぞれ行いました。

意見交換では三浦半島地域連合が提出予定の政策・制度（案）を提示し、説明を行った後に意見交換を行いました。

横須賀地区では横須賀の医療問題について、中核市として、人口減・財政難の中で三浦半島全体を考えた長期的な医療体制を構築するべきとの意見交換を行いました。



鎌倉・逗子・葉山地区との意見交換



鎌倉・逗子・葉山地区では三浦半島中央道路の北側工区の早期着工を、逗子市や葉山町、三浦半島地域連合、そして県議会で一体となって取組みを行い、なんとか実現していきたいとの意見交換や7月29日に締結された、鎌倉市、逗子市、葉山町によるゴミ処理の広域化覚書についてのねらい・効果などについて、意見交換を行いました。

最後はどちらの地区意見交換も、三浦半島地域連合の政策・制度要求と提言内容の確認・共有化をするとともに、要求と提言の実現に向けて、神奈川県・各市町議会でも取り上げてもらいたいとのお願いをしました。

平和の尊さを訴え！核兵器のない世の中を実現しよう！



8月6日15時から京急久里浜駅にて、約1時間「ピースウィーク行動」を三浦半島地域連合の議員団2名、地域連合役員23名で行いました。

この活動は、毎年広島・長崎に原爆が投下された日から前後一週間のゾーンで『核兵器廃絶を訴える』活動として行っています。

今年は広島に原爆が投下された8月6日に開催することが出来、議員団が街頭でマイクを持ちPRを行う中、三浦半島地域連合の役員が『核兵器廃絶を訴える』うちわ1,500個を配布し、市民に『戦後71年が経過し、二度と戦争してはいいこと』の訴えかけを行いました。

神奈川県最低賃金は25円UPの930円に！

連合では、働くものの代表として労働者賃金の底上げを目的に最低賃金アップに取り組んでいます。

神奈川県では最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議が行われ、8月23日開催の第386回審議委員会にて正式に『過去最高の25円アップ・930円』の結論に至りました。

新しい最低賃金は神奈川県内に2016年10月1日から適用されます。

最低賃金
ご存知ですか？

下回ったら法律違反！
最低賃金は、法に基づいて定められた賃金の最低額です。料金が最低賃金を下回る場合には、その差額を請求することができます。

毎年、見直されます！
毎年、新法制定ごとに見直しが行われます。

派遣先の最低賃金を適用！
派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

深夜勤務は25%アップ！
深夜勤務の場合には、深夜割増25%が加算されます。この他、有給日割増や休日割増が加算されるケースもありません。

あなたの街 **神奈川県** の地域別最低賃金は **930円** 時給

午後10時～午前5時に勤務する場合 深夜割増25%が加算 **1,163円** 時給

2016年10月1日～